第９　公害防止に関する協定

遠浅で海水浴、沿岸漁業に利用されていた衣ヶ浦は、昭和３２年に国の重要港湾に指定され、埋め立てられ臨海工業地帯となりました。本市側では２、４、６、８号地が造成整備され、工業専用地域として機械金属加工、自動車関連、鋳造等の企業が立地、稼働しています。

本市では、臨海工業地帯に進出する企業に対し、公害の未然防止のため地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即し、県民の生活環境の保全等に関する条例、碧南市公害防止指導基準に基づいて、「公害防止に関する協定」（以下「公害防止協定」という。）を締結し、生活環境の保全に努めています。

公害防止協定締結事業所には、大気、水質、騒音等の測定及び結果の報告を義務付けております。本市が実施した立ち入り調査及び各事業所の測定報告によると、概ね良好な状況でした。今後も臨海に進出する企業と公害防止協定を締結し、環境の保全と公害の未然防止に努めます。

１　業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況
令和８年３月３１日現在

業　　種		2号地	4号地	6号地	8号地	合　計
建設業		1	2	4	2	9
	総合工事業	1	1	4	2	8
	その他		1			1
製造業		8	２５	３３	１６	８２
	食料品製造業		3			3
	プラスチック製品製造業	1	1	2	1	5
	窯業・土石製品製造業	1	1	3	3	8
	鉄鋼業		5	9	1	１５
	非鉄金属製造業	1	1	4		6
	金属製品製造業	1	4	1	2	8
	はん用機械器具製造業			2	1	3
	生産用機械器具製造業	1	4	4	1	１０
	輸送機械器具製造業	2	4	5	3	１４
	その他	1	2	3	4	１０
運輸業・郵便業		1	5	6	4	１６
	道路貨物運送業	1	3	6	4	１４
	運輸に付帯するサービス業		2			2
卸売・小売業、飲食店		1	6	2	4	１３
	飲食良品卸売業		3			3
	建築材料、鉱物、金属材料卸売業	1	2	2	3	8
	その他		1		1	2
サービス業（他に分類されないもの）		1	5	2		8
	廃棄物処理業	1	2	2		5
	その他		3			3
その他		※　1	4			5
合　　計		１３	４７	４７	２６	１３３

＜注＞　業種は、日本標準産業分類（平成２５年１０月改定）（平成２６年４月１日施行）に基づく。
※　２号地地先の（財）衣浦港ポートアイランド環境事業センターを含む。